

## ひとり親家庭ホームヘルプサービスをご利用のみなさまへ

- ・台東区ホームページに記載のあるヘルパー派遣事業者の事業者情報より、利用したい事業者を選んでください。事業者はご都合に合わせて毎回選択することが可能です。
- ・各事業者の予約受付期限までに事業者へ連絡し、利用日を決定してください。
- ・事業者へ連絡をする際は「台東区ひとり親家庭ホームヘルパーの利用」とお伝えください。
- ・ヘルパー派遣事業者によって支援の内容が変わることがあります。  
また、遠方への買い物や持ち帰りが難しいほど多量の買い物、換気扇・排水口内部・エアコンなどの清掃やカビ取り、窓ガラス拭き、部屋の模様替え、ペットの世話、その他専門的知識を必要とする調理及び作業などは依頼できません。
- ・1日の利用上限は合計8時間です。8時間を超えないよう、十分ご注意ください。8時間を超えた場合は全額自己負担となります。事業者の定める利用料金を事業者へ直接、お支払いください。
- ・「ひとり親家庭ホームヘルパー派遣決定通知書」の派遣時間を超える利用がある場合、超えた時間は全額自己負担となります。事業者の定める利用料金を事業者へ直接、お支払いください。
- ・区より納付書を送付する利用者負担金を滞納した場合、本事業の利用ができなくなることがあります。

### <キャンセルについて>

- ・利用のキャンセルは前日の17時までに事業者に連絡してください。それ以降は利用したとみなし、予定していた派遣時間を利用記録に算入します。区へ予定していた時間分の個人負担金をお支払いいただくこともあります。  
※利用日前日が、土・日・祝日、年末年始等にあたる場合は直前の各事業者営業日を利用日前日とします。

↓各事業者の情報はこちらの台東区ホームページから確認できます。



問合せ先  
台東区子育て・若者支援課 庶務担当  
電話：03-5246-1237